

# 高知くらしの護身術

457

## 過量販売

### 1年以内は契約解除可

(2018年2月20日掲載原稿)

消費生活センターに、1人暮らしの高齢者の家族から「実家に帰ると、物があふれて請求書がたくさんあった。本人に事情を聞いてもよく分からない。どうすればいいか」と相談がありました。

消費者にとって、通常必要とされる分量を著しく超える商品などを販売する取引を「過量販売」と言います。

一つの業者が複数回にわたり、または複数業者が入れ替わり、次々と類似商品などを売る悪質商法（「次々販売」）により、結果的に過量販売となるケースもあります。

特定商取引法は、被害の多い訪問販売・電話勧誘販売での過量販売を禁止しています。違反している場合、消費者が申し込みの撤回や、契約の解除ができる規定を設けています。

業者に禁じられている過量販売は、次の3パターンです。

- ①1回の契約で、日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える商品を販売する。
- ②過去の購入の累積から、これ以上の契約は過量販売になってしまうことを知りながら販売する。
- ③既に過量販売の状態であることを知りながらさらに契約させる。

ただ「過量」の程度は、商品の種類や特性、消費者の家族構成やライフスタイル、経済状況で異なるので、個別判断となります。

契約の解除などができる期間は、契約締結から1年間です。1人暮らしの高齢者であっても、正月や夏休みなどに帰省した家族らが被害に気付ける可能性があるため、この期間に設定されました。

高齢者は、自身が被害に遭っていることに気付かない場合が多く、契約解除の手続きをしたり、消費生活センターなどに相談したりすることはあまり期待できません。周囲で消費者トラブルに遭う高齢者が減るよう、地域や家庭で見守りましょう。